平成２６年（フ）第１６７号
三重県津市久居北口町1052番地
破産者　株式会社山口興業
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１６８号
三重県津市長岡町800―175、住民票上の住所三重県津市中河原2003番地36　大井住宅Ａ―12
破産者　山口　美子
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１７０号
三重県津市長岡町800―175、住民票上の住所三重県津市一身田大古曽45番地10
破産者　山口　京子
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２１８号
三重県四日市市川島町6000番地128
破産者　服部　輝紀
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２７４号
滋賀県甲賀市信楽町勅旨2198番地
破産者　株式会社丸克製陶所
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３６０号
岡山市南区福富西１丁目17番９号ラフィネ福富402号
破産者　田代　美幸（旧姓塩飽）
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４０５号
岡山市南区洲崎１丁目７番41号セゾン洲崎203、住民票上の住所岡山市南区洲崎１丁目７番41号
破産者　岡本真砂惠
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７１号
香川県仲多度郡まんのう町長尾771番地
破産者　株式会社ＨＡＴＡコーポレーション
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第４３４号
熊本市北区清水新地４丁目７番２号
破産者　松元　秀郎
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１４８号
宮崎市下北方町花切5678番地３
破産者　有限会社八紘電業
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１５８７号
福岡県福津市東福間７丁目６番９号
破産者　株式会社メタルシーズ
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１５６号
福岡市南区桧原７丁目９番24―607号
破産者　田中　博臣
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２５号
岩手県釜石市大町２丁目１番18号
破産者　有限会社ふじたや
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２６年（フ）第１５３３号
福岡市博多区浦田２丁目１番15号
破産者　株式会社ＡＬＧネクスト
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５９７号
福岡県糟屋郡志免町志免３丁目８番21号
破産者　有限会社酒ハウス七福神
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９９９号
札幌市北区新琴似３条７丁目１番18号
破産者　有限会社平澤水産
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４５号
仙台市若林区新寺１丁目７番35号
破産者　有限会社ストローハット
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５３０号
栃木県日光市野口700番地１
破産者　有限会社エフエムケイ
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５３１号
栃木県宇都宮市中久保１丁目11番33号　みどりハイツ101号室、開始決定時の住所栃木県日光市野口704番地４
破産者　福田　　聡
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２５７号
栃木県小山市暁１丁目13番８号
破産者　渡邉　勝則
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５２６号
栃木県宇都宮市東峰町3112番地　コーポ中里Ａ棟106号室
破産者　野沢　康男
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５５５号
栃木県宇都宮市幕田町1009番地１
破産者　古賀　晴美
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係